

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日

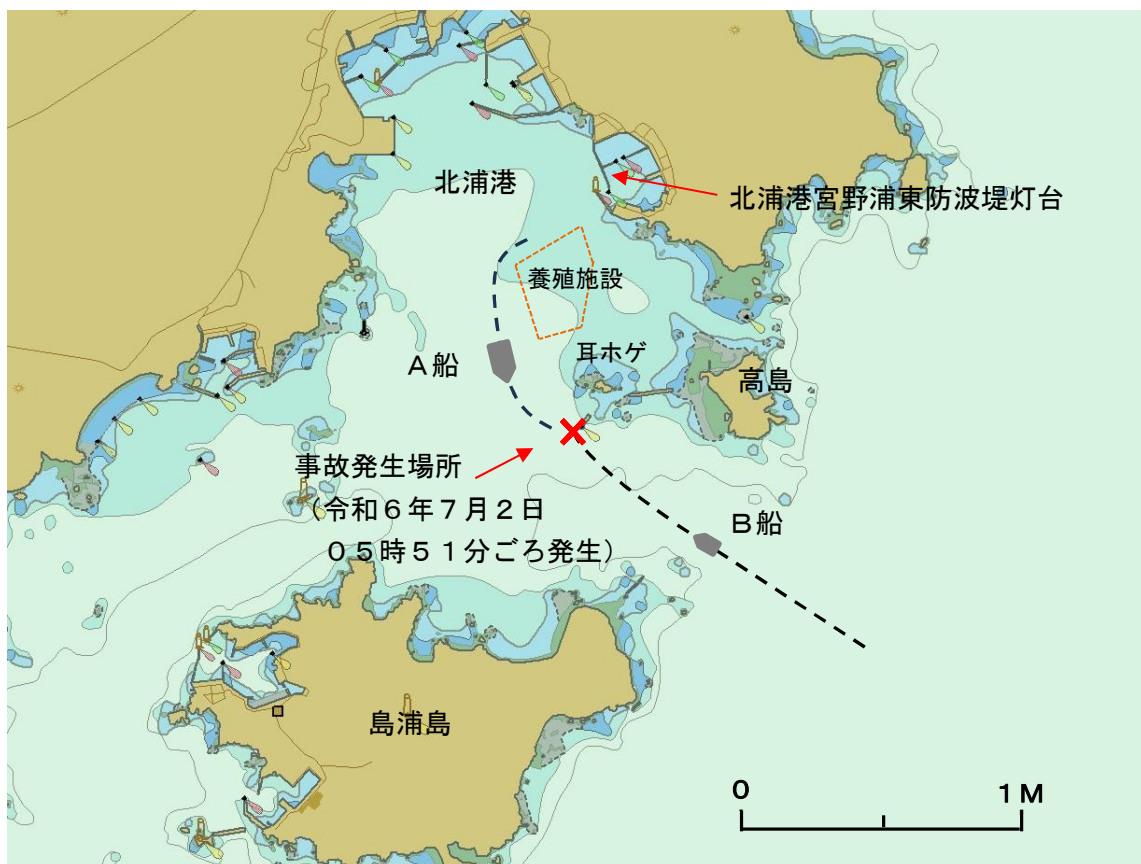
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年7月2日 05時51分ごろ
発生場所	宮崎県延岡市北浦港南方沖 北浦港宮野浦東防波堤灯台から真方位189° 1,650m付近 (概位 北緯32°40.8′ 東経131°49.9′)
事故の概要	漁船第六十八神洋丸は、東南東進中、また、漁船第五十八海漁丸は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年7月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第六十八神洋丸、324トン 136513、有限会社神洋丸 B 漁船 第五十八海漁丸、19トン MZ2-10558（漁船登録番号）、有限会社海漁水産
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部揚網機及びハンドレールに曲損等
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視程 約50m 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：05時13分ごろ
事故の経過	A 船は、船長Aほか5人が乗り組み、霧で視界が制限された状況下、法定灯火を点灯し、魚を運搬する目的で北浦港に設置された養殖施設を出航した。 船長Aは、単独で船橋当直につき、A船が約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により緩やかに左転しながら南進中、レーダーにより、航行予定の高島と島浦島間の水域に、B船を含む4隻の小型船が北西進しているのを認めた。 船長Aは、A船が低速力で航行しているので、反航する4隻の小型船がA船を避けてくれると思い、左舷側に存在する養殖施設や耳ホゲと称する岩場との距離を保つことに意識を向けて航行した。 船長Aは、その後、高島と島浦島間の水域を航行する目的で東南東に針路を定めるとともに、同水域を北西進していた小型船のうち3隻のレーダー映像を右舷船首方約10°に認め、その位置やエコートレイルの映像から、そのままA船の右舷側を通過していくと思い操船を続けた。

	船長Aは、そのままの針路と速力で操船を続けていたところ、小型船3隻のうち2番目を航行していたB船が、針路を右に向けてA船に接近していることに気付いた。 このため、船長Aは、汽笛を鳴らして機関を中立としたものの、衝突音が聞こえ、A船の左舷船首付近にB船の左舷中央部付近が見えたので、両船が衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bほか11人が乗り組み、霧で視界が制限された状況下、操業を終えて北浦港に帰航する目的で、法定灯火及び黄色回転灯を点灯して航行した。 船長Bは、1人で操舵室右舷側の椅子に腰掛け、レーダーにより見張りを行いながら操船を行い、約7knの速力で高島と島浦島間の水域を北西進中、0.5海里（M）レンジとしたレーダーで正船首方にA船の映像を認め、高島と島浦島間の水域は狭い水路なので、A船が水路の右側に寄ってB船の左舷側を通過すると思い、A船の左舷側を通過しようと針路を数度、右に向けた。 船長Bは、その後、レーダーで、A船がB船の左舷船首方約5～10°から針路を左に向けて接近していることに付き、汽笛を鳴らすとともに大きく右に舵を取ったものの、B船の左舷船尾部とA船の左舷船首部が衝突した。 （付図1 事故発生経過概略図 参照） 船長Bは、B船を停船させて、海上保安部への通報を行った。
分析	A船は、北浦港を南進中、船長Aが、反航する複数の小型船が、低速力で航行するA船を避けてくれると思い、同港内の東側に設置された養殖施設や耳ホゲと称する岩場との距離を保つことに意識を向けたまま緩やかに左転したことから、B船の右舷側を通過する針路となり、A船の左舷側を通過しようとしたB船と衝突したものと考えられる。 B船は、高島と島浦島間の水域を北西進中、船長Bが、レーダーでA船を初認した際、高島と島浦島間の水域は狭い水路なので、A船は水路の右側に寄ってB船の左舷側を通過すると思い、早期に大きく進路を変えないまま航行したことから、A船と接近した後に大きく右に舵を取ったもののA船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、視程が約50mに制限された中、A船が北浦港を南進中、B船が高島と島浦島間の水域を北西進中、船長Aが、反航する複数の小型船が、低速力で航行するA船を避けてくれると思い、同港内の東側に設置された養殖施設や耳ホゲと称する岩場との距離を保つことに意識を向けたまま緩やかに左転したため、また、船長Bが、レーダーでA船を初認した際、狭い水路で行き合うA船は水路の右側に寄ってB船の左舷側を通過すると思い、早期に大きく進路を変えないまま航行したため、両船が衝突したものと考えられる。

再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、航行中は、特定の方向だけに注意を向けず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、視界制限時、他の船舶が自船の真横より前方にある場合、針路を左に転じないこと。 ・ 船長は、狭い水路を航行する場合、航行に支障を生じない範囲で水路の右側に寄って航行すること。 ・ 船長は、他の船舶との衝突を避けるために進路を変更する場合、できる限り十分に余裕のある時機に大幅に行うこと。 ・ 船長は、狭い水路で他船と行き合う場合、無線等で連絡を取り、避航方法を共有すること。
---------------------	---

付図 1 事故発生経過概略図



一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図（new pec）使用